

トップチーム活用事業補助金交付要項

1 目的

国民スポーツ大会に向けた選手強化のため、県外チームを招待した強化練習や試合等を行うことにより、本県の少年種別・成年種別の競技力向上を図る。

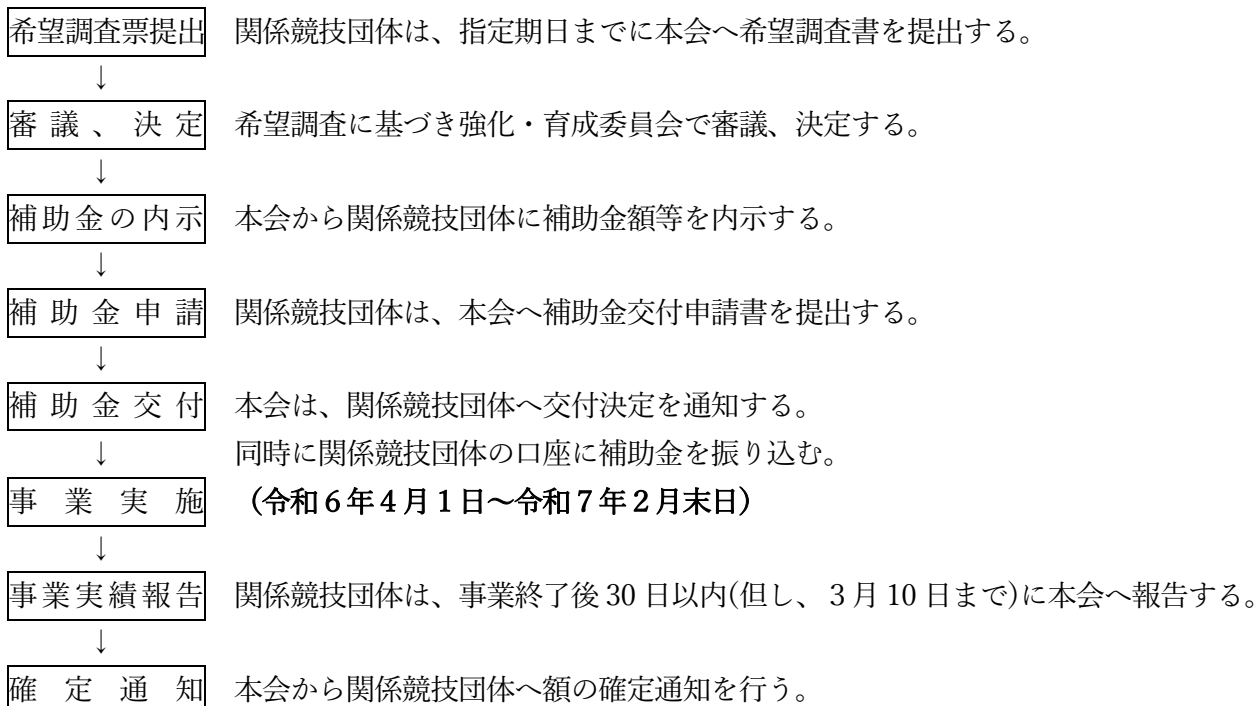
2 補助対象

優れた競技力を有し、国民スポーツ大会等での活躍が期待される競技の少年及び成年の国体チーム（単独または選抜チーム）

3 補助対象経費等（領収書の宛名は、招待した本県競技団体名とする。）

- (1) 交通費 県外チームを招聘しての合同練習等に伴う講師、指導者、選手の旅費
- (2) 宿泊費 講師、指導者、選手（県内外1泊9,800円(税込)以内を原則とする。ただし、本会が定めた宿泊料金を超過する部分は、補助対象外とする。）
- (3) 使用料賃借料 会場借上料、競技用器具使用料等
- (4) 報償費 合同練習等に伴う講師謝礼 ※上限1回20,000円とする。
- (5) 需用費 消耗品費、印刷製本費、移動に伴う燃料費 等
- (6) 役務費 傷害保険料や振込手数料

4 事務手続き



5 補助金は、別に定める「補助金等の執行に関する取扱」に基づき、適正に執行しなければならない。

6 この要項は、平成27年4月1日から施行する。

平成31年4月1日一部改正

令和3年4月1日一部改正

令和6年4月1日一部改正